

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（6月25日総理手交）の概要

資料1

- 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。
- 人口減少社会（平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測）において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

現行の大都市等に係る制度の見直し

（指定都市制度）

- 「二重行政」の解消（都道府県から指定都市への事務移譲等）
 - ・ 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務（31事務：県費負担教職員の給与負担など）や都道府県条例で移譲実績のある事務（21事務）（重複除くと計35事務）は移譲を基本
 - ・ 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討（例：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限）
 - ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要
- 事務移譲に伴う税財源の配分
 - ・ 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
 - ・ 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき
- 「都市内分権」による住民自治強化（特に人口が非常に多い指定都市）
 - ・ 区の役割の拡充、区長に独自の権限（人事・予算等）
 - ・ 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき
 - ・ 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
 - ・ 区に教育委員会や区単位の市教委事務局（教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関）の設置を可能にすべき

（中核市、特例市制度）

- ・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合（現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提）
- ・ 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用
- ・ 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務の要請権限の積極的活用が必要

（都区制度）

- ・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲（例：児童相談所）を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

新たな大都市制度

(特別区制度の他地域への適用)

- ・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意
- ・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意
- ・ 税財源は、道府県・特別区の手務の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税(固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税)以外の調整財源が必要となる場合があることに留意
- ・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討

(特別市(仮称))

- ・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- ・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要
- ・ まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

(三大都市圏域の調整)

- ・ 三大都市圏において、圏域にわたる行政課題(交通体系整備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠組みを設けることについて引き続き検討

基礎自治体の行政サービス提供体制

(総論)

- ・ 自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要

(「平成の合併」後の基礎自治体)

- ・ 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在
- ・ 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

(新たな広域連携等)

○ 新たな広域連携制度

- ・ 以下の広域連携等を一層進めていくため、現行の一部事務組合や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき

○ 地方圏における市町村間の広域連携

- ・ 地方圏では、「地方中枢拠点都市」(指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市)等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進

○ 三大都市圏の市町村における広域連携等

- ・ 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進
- ・ 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要

○ 都道府県による補完

- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（6月25日総理手交）のポイント

①大都市制度の改革

◎指定都市制度の改革

・「二重行政の解消」

- ・都道府県から指定都市への事務移譲(35事務など、例:都市計画区域マスタープランの決定権限、県費負担教職員の給与負担)とこれに伴う税源配分の見直し(税源移譲や税交付金など)
- ・都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の裁定等の創設

- ・「都市内分権」による住民自治の強化(条例で区役所の事務を規定、区長の役割を強化(人事・予算等)、区長を特別職にすることを可能に(市長が議会同意を得て選任))

○特別区制度の他地域への適用(大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象)

- ・「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点を明示(例:特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意、事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本)

地域	指定都市
北海道	札幌市(191万)
東北	仙台市(104万)
関東	横浜市(368万)、川崎市(142万)、さいたま市(122万)、千葉市(96万)、相模原市(71万)
北陸	新潟市(81万)
中部	名古屋市(226万)、浜松市(80万)、静岡市(71万)
近畿	大阪市(266万)、神戸市(154万)、京都市(147万)、堺市(84万)
中国	広島市(117万)、岡山市(70万)
四国	
九州	福岡市(146万)、北九州市(97万)、熊本市(73万)
沖縄	

※括弧内はH22年人口国勢調査人口



○中核市、特例市制度

- ・現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提)

○特別市(仮称)(全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外)

- ・二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による懸念など、更に検討が必要

○都区制度(特別区(23区、895万))

- ・都から特別区への更なる事務移譲を検討
- ・社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

②基礎自治体の行政サービス提供体制～人口減少社会(平成60年(2048年)に1億人を下回ると予測)においても人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成～

◎ 新たな広域連携

地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

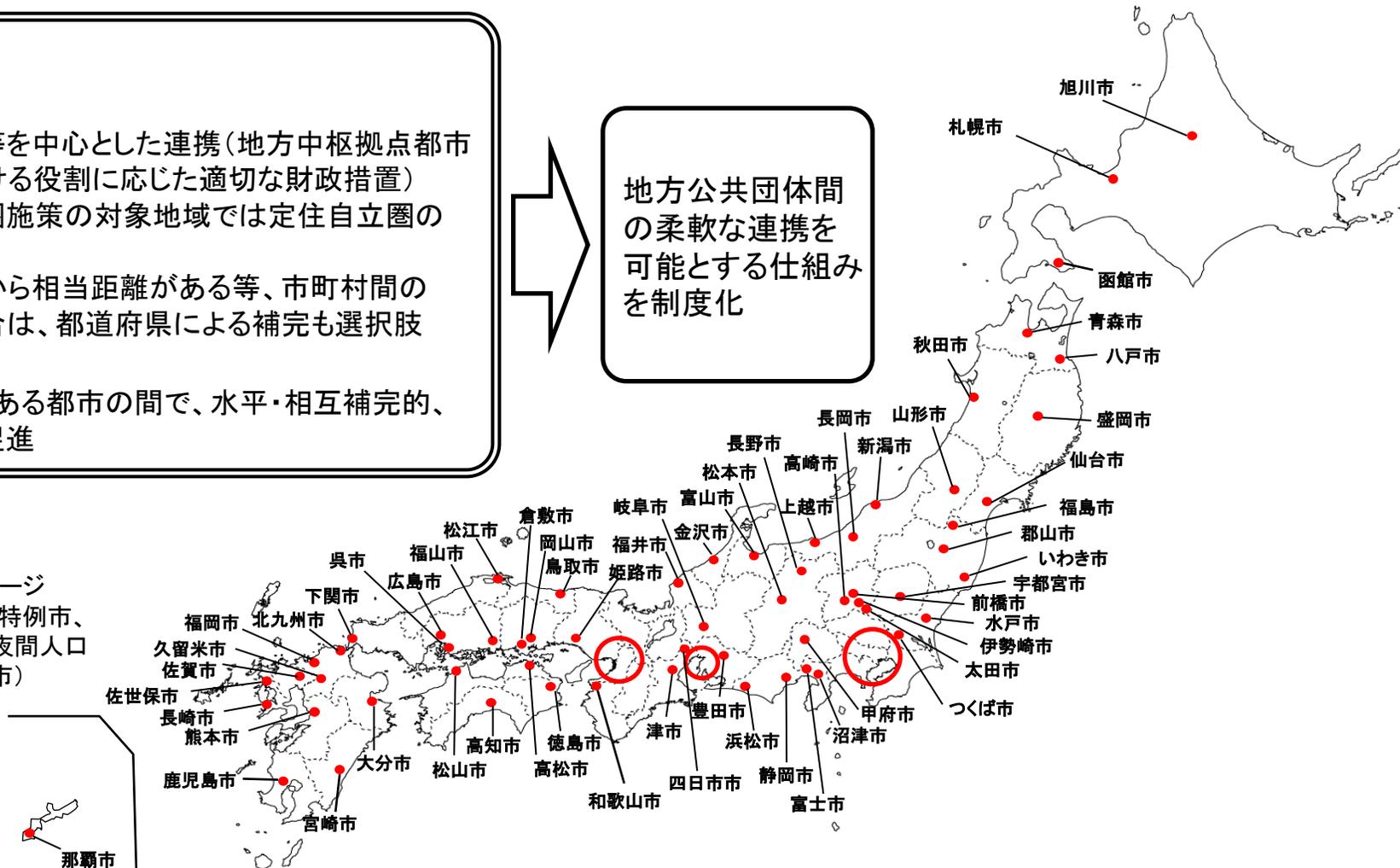
三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

○ は、三大都市圏

- は、地方中枢拠点都市のイメージ(地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市)



◎「平成の合併」後の基礎自治体

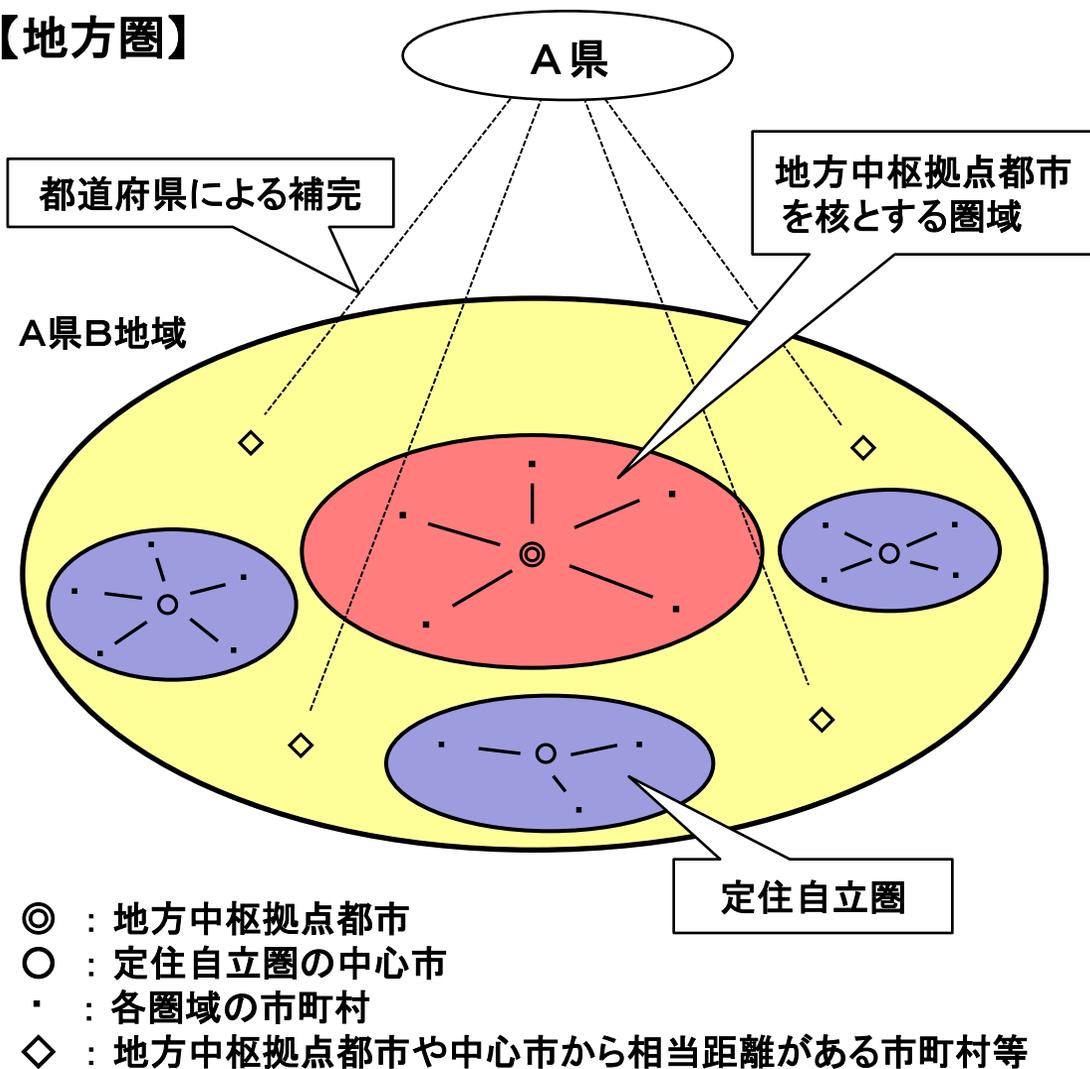
- ・合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門職員の不足等の課題も存在
- ・合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- ・自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)

【地方圏】



【三大都市圏】

